

新旧対照表

○千代田区旅館業法施行条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区旅館業法施行条例 平成24年3月19日 条例第9号</p>	<p>千代田区旅館業法施行条例 平成24年3月19日 条例第9号</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（用語）</p>	<p>（用語）</p>
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>
<p>（社会教育施設等）</p>	<p>（社会教育施設等）</p>
<p>第3条 法第3条第3項第3号に規定する施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 法第3条第3項第3号に規定する施設は、次のとおりとする。</p>
<p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの</p>	<p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの</p>
<p>（2）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p>	<p>（2）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p>
<p>（3）前2号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めて指定するもの</p>	<p>（3）前2号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めて指定するもの</p>
<p>2 区長は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。</p>	<p>2 区長は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。</p>
<p>（意見を求める者）</p>	<p>（意見を求める者）</p>
<p>第4条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。</p>
<p>（1）前条第1項各号の施設（以下この条において「条例施設」という。）が国の設置するものであるときは、当該施設の長</p>	<p>（1）前条第1項各号の施設（以下この条において「条例施設」という。）が国の設置するものであるときは、当該施設の長</p>
<p>（2）条例施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p>	<p>（2）条例施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p>
<p>（3）条例施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該</p>	<p>（3）条例施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該</p>

施設を監督する行政庁

(4) 前号の条例施設について、監督する行政庁がないときは、区長

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第5条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の施設の換気については、次に定めるもののほか、千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める措置を講ずること。

ア 換気のために設けられた開口部を常に開放しておくこと。

イ 客室には、外気に面する換気口又はダクトを通じて直接外気を供給すること。

(2) 旅館業の施設の採光及び照明は、区規則で定める照度以上を有するようにすること。

(3) 旅館業の施設の防湿については、排水設備の水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくほか、区規則で定める措置を講ずること。

(4) 旅館業の施設は、客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等を常に清潔にしておくほか、区規則で定める衛生に必要な措置を講ずること。

(5) 旅館業の施設は、受動喫煙の防止のため、区規則で定める措置を講ずること。

(6) 前各号に掲げるもののほか宿泊者の衛生のため、客室の定員の設定、感染症対策その他の区規則で定める必要な措置を講ずること。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(営業者の遵守事項)

第7条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

施設を監督する行政庁

(4) 前号の条例施設について、監督する行政庁がないときは区長

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第5条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 営業施設の換気については、次に定めるもののほか、千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める措置を講ずること。

ア 換気のために設けられた開口部を常に開放しておくこと。

イ 客室には、外気に面する換気口又はダクトを通じて直接外気を供給すること。

(2) 営業施設の採光及び照明は、区規則で定める照度以上を有するようにすること。

(3) 営業施設の防湿については、排水設備の水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくほか、区規則で定める措置を講ずること。

(4) 営業施設は、客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等を常に清潔にしておくほか、区規則で定める衛生に必要な措置を講ずること。

(5) 営業施設は、受動喫煙の防止のため、区規則で定める措置を講ずること。

(6) 前各号に掲げるもののほか宿泊者の衛生のため、客室の定員の設定その他の区規則で定める必要な措置を講ずること。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(営業者の遵守事項)

第7条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

- (2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
- (3) 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
- (4) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。
- (5) 旅館業の施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

(旅館業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業の施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ住居その他の施設とに区画され、これらが混在していない構造であるものとする。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第9条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。
- (2) 宿泊定員及び利用形態に応じた適当な広さのロビーを有すること。
- (3) 調理場及び食堂を設ける場合は、次の基準によること。

ア 調理場

(ア) 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

(イ) 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

(ウ) 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。

(エ) 十分な能力の換気設備を有すること。

イ 食堂 利用形態に応じた適当な広さを有すること。

- (4) 客室は、次の基準によること。
 - ア 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上とすること。この場合において、押入等の収納設備の

- (2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
- (3) 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
- (4) 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。
- (5) 営業施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。
- (2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。
- (3) 調理場は、次の基準によること。

ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

イ 宿泊客に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。

エ 十分な能力の換気設備を有すること。

- (4) 客室は、次の基準によること。
 - ア 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

水平投影面積は、当該合計床面積に算入しない。

イ 客室は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

ウ 寝台を置かない客室にあつては、寝具を収納するための押入等の収納設備を設けてあること。

(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有するほか、区規則で定める基準によること。

(7) 浴室は、区規則で定める基準によること。

(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(9) 便所は、次の基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 共同便所の基準は、次のとおりとする。

(ア) 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、宿泊定員及び旅館業の施設の構造に応じて区規則で定める数の便器を各階に設置すること。ただし、便所を付設している客室のみで構成される階については、この限りでない。

(イ) 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

(ウ) 共同便所の大便秘器は、個室に設置すること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置するほか、宿泊者の利用しやすい位置によるものであること。

(11) 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすこと。

ア 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

ウ 和式の構造設備による客室は、寝具を収納するための押入を設けてあること。

(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(7) 浴室は、区規則で定める基準によること。

(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(9) 便所は、次の基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。ただし、便所を付設している客室のみで構成される階については、この限りでない。

ウ 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置すること。

イ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設についてのみ適用する。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配ぜんに支障が生じないような十分な広さを有する配ぜん室を付設すること。

(3) 前号の配ぜん室には、食器戸棚及び区規則で定める高さ以上の配ぜん台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第1号及び同条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第2項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。

(2) 客室の区規則で定める構造部分の合計延床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(3) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。

(4) 階層式寝台の上段に安全かつ容易に登ることができる構造とすること。

(5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。

(6) 客室(多数人で共用しない客室を除く。)の区画を男子用と女子用とに区分すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。

(2) 客室の区規則で定める構造部分の合計延床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(3) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。

(4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。

(5) 客室(多数人で共用しない客室を除く。)の区画を男子用と女子用とに区分すること。

<p>(7) 便所は、次の基準によること。 <u>ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</u> <u>イ 共同便所の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(ア) 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、<u>宿泊定員及び旅館業の施設の構造に応じて区規則で定める数の便器を各階に設置すること。</u>ただし、便所を付設している客室（多数人で共用しない客室に限る。）のみで構成される階については、この限りでない。 <u>(イ) 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。</u> <u>(ウ) 共同便所の大便秘器は、個室に設置すること。</u></u></p>	<p>(6) 便所は、次の基準によること。 <u>ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</u> <u>イ 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、<u>区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</u>ただし、便所を付設している客室（多数人で共用しない客室に限る。）のみで構成される階については、この限りでない。 <u>ウ 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。</u></u></p>
<p><u>2 前条第1号、第3号、第4号イ、第5号から第8号まで及び第10号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u> （下宿営業の施設の構造設備の基準） 第11条 政令第1条第3項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。 (2) 各客室には、<u>押入</u>を設けること。</p>	<p><u>2 第8条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</u> <u>3 第8条第1号、第4号イ、第5号から第8号まで及び第10号並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u> （下宿営業の施設の構造設備の基準） 第11条 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。 (2) 各客室には、<u>押し入れ</u>を設けること。</p>
<p><u>2 第9条第3号、第4号イ及び同条第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。</u> （衛生措置基準の特例） 第12条 区長は、<u>旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの</u>その他特別の事情があるものについては、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、区規則で、第5条に規定する措置の基準に関し特例を定めることができる。</p>	<p><u>2 第8条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</u> <u>3 第8条第4号イ及び同条第7号から第10号まで並びに第9条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。</u> （衛生措置基準の特例） 第12条 区長は、<u>ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの</u>その他特別の事情があるものについては、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、区規則で、第5条に規定する措置の基準に関し特例を定めることができる。 <u>（構造設備基準の適用除外）</u> 第13条 区長は、<u>旅館営業、簡易宿所営業又</u></p>

は下宿営業について、その構造設備が第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項及び第11条第3項において準用する第8条第9号並びに第9条第3項、第10条第3項及び第11条第3項において準用する第8条第10号並びに第10条第1項第6号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

(違反者の公表)

第13条 区長は、法第7条の2及び法第8条の規定による命令に違反した営業者の名称、当該命令に係る施設の住所及び名称、違反内容その他の区規則で定める事項を公表する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千代田区旅館業法施行条例第8条、第9条第4号ア、同条第6号、同条第10号、第10条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前までに申請したものについては、なお従前の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。